

砂川市水防計画の修正について

水防法の一部改正
(R3. 7)

北海道水防計画の修正
(R3. 11)



○砂川市水防本部組織図の更新や水防活動及び一般の利用に適合する注意報・警報の発表基準の修正などの修正箇所を反映した形としています。

上記のとおり、北海道水防計画は修正が行われており、砂川市水防計画についてはR元. 5月の修正分まで反映されてきました。この度の修正ではR3. 11月分の北海道水防計画を反映した形としています。

砂川市水防計画の主な修正事項

1 本編の主な修正事項

章	節	主な修正内容
第1章 総則	第2節 水防の責任等	● 第2節の名称を「水防責任の大綱」から「水防の責任等」に修正
第4章 通信連絡（水防）	第1節 予報及び警報等の通信連絡	● 第1節の名称を「予報及び警報等の通信手段」から「予報及び警報」に修正 ● 災害対策基本法の改正に伴い、避難情報の発令区分が変更となったことから、計画内の避難情報及び発令基準等について修正
第5章 水防活動	第1節 水防非常配備体制	● 砂川市役所の人事変更による配備要員の修正
第6章 公用負担等		● 水防管理者及び消防機関の長が水防のため緊急の必要がある時に、権限を行使するための規定の修正

2 資料編の主な修正事項

章	節	主な修正内容
第2章 関係資料	2-1 砂川市水防本部組織図	● 本部員会議の構成員として、「総務部審議監」及び「経済部審議監」を追加 ● 総務部副部長を「市長公室課長」から「総務部審議監」に修正 ● 統括班副班長の「開発推進課長」及び「開発推進課員」を削除 ● 救護・保健対策班班長を「社会福祉課長（兼）」から「ふれあいセンター所長」に修正 ● 経済部副部長を「商工労働観光課長」から「経済部審議監」に修正 ● 商工労働班副班長を「商工労働観光課副審議監」から「開発推進課長」に修正

章	節	主な修正内容
		<ul style="list-style-type: none"> ● 土木班班長を「建設部技監（兼）」から「土木課長」に修正 ● 給水・下水道班班長を「建設部技監（兼）」から「土木課長（兼）」に修正 ● 文教班副班長を「課長補佐又は庶務担当係長」から「学務課副審議監」に修正 ● 避難所対策班副班長として、「公民館長」を追加
	2－2 砂川市水防本部事務分掌	<ul style="list-style-type: none"> ● 総務部政策調整班の所掌事項について、「住民に対する避難勧告並びに各種災害情報の伝達及び広報に関すること。」から「住民に対する避難指示並びに各種災害情報の伝達及び広報に関すること。」に修正
第3章 関係資料	3－2 主要備蓄資材一覧表	<ul style="list-style-type: none"> ● 砂川消防署が保有している救命ボートの数について、「2艇」から「1艇」に修正
第4章 関係資料	4－1 水防関係機関の責任者一覧表	<ul style="list-style-type: none"> ● 砂川市役所の電話番号に「74-8765」を追加
第5章 関係資料	5－2 洪水時に円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる要配慮者利用施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設名を「小規模多機能型居宅介護らくら砂川」から「らくら砂川」に修正